

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請）</u></p> <p>第37条 <u>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第107条の2第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定更新申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）</u></p> <p>第38条 <u>旧法第108条第1項の規定に基づく申請は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設指定変更申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>（指定介護療養型医療施設の変更の届出）</u></p> <p>第39条 <u>旧法第111条の規定による届出は、別に定める様式による指定介護療養型医療施設変更届により行わなければならない。</u></p> <p>（指定の辞退）</p> <p>第40条 <u>法第91条及び旧法第113条の規定に基づく指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届により行わなければならない。</u></p> <p>（書類の提出先）</p> <p>第52条 <u>第20条から第23条まで、第27条から第29条まで、第31条から第35条まで、第36条の2から第39条まで、第40条の2又は第40条の3の規定により提出する申請書、申出書又は届出書は、所管する広域振興局長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第37条から第39条まで <u>削除</u></p> <p>（指定の辞退）</p> <p>第40条 <u>法第91条の規定に基づく指定の辞退は、別に定める様式による指定辞退届により行わなければならない。</u></p> <p>（書類の提出先）</p> <p>第52条 <u>第20条から第23条まで、第27条から第29条まで、第31条から第35条まで、第36条の2から第36条の6まで又は第40条から第40条の3までの規定により提出する申請書、申出書又は届出書は、所管する広域振興局長に提出しなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。